

# 福岡市 教育実習ガイド

(大学担当者・実習生用)

令和8年6月  
福岡市教育委員会

# 目次

1 福岡市の教育実習について	1
2 教育実習の受入れについて	1
3 教育実習の申込みについて	1
4 申込みから実習校決定までの流れ	1
5 実習校での事前打合せについて	2
6 実習前・実習中の注意事項について	3
7 教育実習の内容について	4
8 教育実習の評価について	5
9 大学連携特別選考について	6
10 福岡市教員育成指標について	7
11 教育実習申込みに使用する様式について	10
12 福岡市教育実習に関する承諾書について	11

このガイドには、福岡市立学校で教育実習を実施するにあたって必要な心構えや事務手続を掲載しています。実習前に必ず確認してください。

なお、教育実習の申込みにあたっては、福岡市教育委員会のホームページも確認してください。

福岡市立学校における教育実習について

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/kyoiku-jisshu.html>



# 1 福岡市の教育実習について

教育実習は、教員を志望する学生が大学で学んだ教育理論を学校現場で実践し、体験する貴重な機会です。福岡市は、資質・能力のある教員の養成のため、質の高い教育実習の提供に努めています。

また、福岡市立学校教員を志願する学生が教育実習を円滑に受けられるよう、教育委員会で受入の調整を行っています。

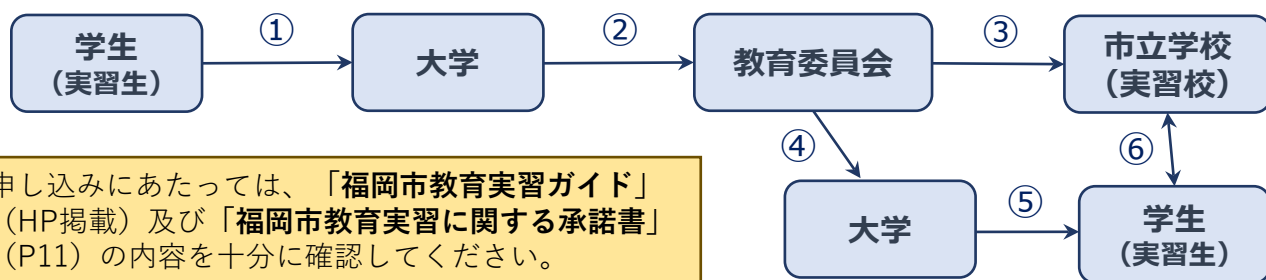
# 2 教育実習の受入れについて

- ① 福岡市立学校教員の志願者については、原則として全員受け入れます。  
※福岡市立学校を志願しない学生についても、可能な限り受け入れます。
- ② 学生の居住地等を可能な限り考慮し、希望校種や職種等をふまえて実習校を決定します。  
(実習の申込みにあたり、母校での実習等、実習校を希望することはできません)
- ③ 高等学校での実習については、福岡市立高等学校の卒業生を優先して受け入れます。  
※その他、実習の受入れに関する最新情報は教育委員会のホームページに掲載しています。

# 3 教育実習の申込みについて

教育実習の申込み期間は、原則として**実習実施の前年度の7月末まで**とし、受付の時期や順番にかかわらず、締め切り後に教育委員会において調整を行い、8月末までに調整結果を各大学及び市立学校へ通知します。 ※8月以降の申込みは、原則受け付けません。

# 4 申込みから実習校決定までの流れ



申し込みにあたっては、「福岡市教育実習ガイド」(HP掲載)及び「福岡市教育実習に関する承諾書」(P11)の内容を十分に確認してください。

- ① 学生から大学の窓口へ、教育実習の申込みを行う。  
※申込期限や具体的な手続きについては大学の担当部署に確認してください。
- ② 大学は学生からの申込みを集約し、受入依頼書(様式1-1、1-2、1-3 ※10p参照)を作成の上、教育委員会へ提出
- ③ 教育委員会から市立学校(実習校)へ実習受入対象者を通知(8月中～下旬頃)
- ④ 教育委員会から各大学へ実習校の決定を通知(8月末)  
※教育実習の受入れをお断りする場合も8月中に各大学の担当者へご連絡します。
- ⑤ 大学から学生へ実習校を通知(実習校の決定について(様式4))
- ⑥ 学生から実習校へ連絡し、事前連絡や必要な事務手続きを行う。

## 5 実習校での事前打合せについて

実習生は以下の要領で事前打合せを行ってください。

- (1) 実習生は、「実習校の決定について（様式4）」を受領後、指定された期日までに実習校へ連絡し、今後のスケジュール等について確認してください。
  - ※1 初回の連絡では、事前打合せ日を決定できないことがあります。その際は、次回の連絡日を調整してください。また、次回の連絡日が新年度となることがあります。
  - ※2 「大学連携特別選考」の志願のために、教育実習とあわせて特別学生サポーター活動を希望する場合は、特別学生サポーター活動が必要であることを実習校へ伝えてください。
  - ※3 その他、実習実施に際し実習校に伝えておきたいこと（配慮事項等）がある場合は、担当者へ伝えてください。
- (2) 事前打合せ日までに実習校に下記の書類を提出してください。（打合せ日当日可）
  - ① **福岡市教育実習に関する承諾書** ※**必須**・福岡市教育委員会ホームページよりダウンロード
  - ② **実習計画書（大学または個人の様式）** ※作成・提出は**任意**

「福岡市教育実習評価票」「福岡市教員育成指標」などを参考に、実習を通じて高めていきたい項目や、実習で行いたい取組について十分に検討したうえで、事前打ち合わせに臨んでください。  
※「福岡市教員育成指標」は、福岡市教育センターのHPから閲覧できます。



教育センターHP

- (3) 実習校での事前打合せでは、下記の事項等について確認を行います。  
疑問点や実習にあたって心配なことなど、しっかり相談しておきましょう。

- ① **教育実習に対する心構え**
- ② **教育実習中に実習生が留意すべき事項**
- ③ **教育実習のスケジュール・内容等について**
  - ・教育実習全体のスケジュール
  - ・持ち物・服装や出退勤時間、行事計画等
  - ・担当の学級担任・教科担当との打合せ
- ④ **教育実習にかかる経費について**
  - ・給食費や校外活動の交通費等については、実習生が負担
  - なお、令和3年度から教育実習にかかる**実習費の徴収を廃止**しています。
- ⑤ **実習校までの交通手段について**
  - ・原則、公共交通機関の利用または徒歩により行うこと。
  - ※**特段の事情により**自家用車等の利用を希望する場合は、大学の許可を得たうえで学校長の許可を得ること。

## 6 実習前・実習中の注意事項について

### (1) 教育実習に対する心構え

実習生は、教壇に立ち、児童生徒の指導に直接携わります。教育実習中は、教員としての立ち居振る舞い（態度・言動・服装等）が求められます。学校・学級等のきまりや教職員の指示に従うことはもちろん、学校の教育活動に関わるという自覚と責任をもって取り組むことが必要です。

### (2) 教育実習の日程

学校では、年間スケジュールの合間を縫って実習期間を設定しているため、実習生の都合で教育実習の日程を変更することはできません。

### (3) 教育実習への臨み方

教育実習中は学生ではなく、教員と同様の立場であることを念頭に置いて行動してください。

不適切な言動（呼び捨て、「おい」、「お前」などの発言等）や態度は、児童生徒を傷つけるだけでなく、市立学校や大学の信用を失うこととなります。

市立学校や大学の先生方の諸注意をよく踏まえて、教育実習に臨んでください。教育実習中に不適切な言動等があった場合には、教育実習を途中で中止することもあります。

### (4) セキュリティ・個人情報保護等について

#### ①学校でのパソコン使用について

実習生が文書作成などのために学校で使用するパソコンは、原則として、学校所有のパソコンに限ります。学校でプリントアウトをする場合は、指導教員の指示に従い行ってください。

（私物のパソコンやタブレット、カメラ、USBメモリ等の持込み・使用はできません）

#### ②個人情報保護

児童生徒の個人名の入ったデータや文書（名簿・ワークシート等）を校外に持ち出すことはできません。知り得た個人情報を口外したり、ブログやSNS等に投稿したりする行為や、無断での撮影・録音等についても固く禁止します。（個人情報に関する取扱いは、実習終了後も遵守してください）

#### ③私的な交流の禁止

児童生徒との個人的なやり取り、連絡先やSNSの交換等は禁止します。（実習終了後も同様です）

### (5) 教育実習中の連絡・相談

#### ①児童生徒に関する連絡・相談

教育実習中、児童生徒がトラブルを起こしたり、けがをしたりした場合は、すぐに担任又は近くの教員に連絡し、指示を仰いでください。また、相談等がある場合は、管理職や指導教員に声を掛けてください。

#### ②ハラスメント等に関する相談

実習中にハラスメントと疑われる行為を受けた場合は、教育委員会サービス指導課（092-711-4813）までご相談ください。

### (6) 実習前・実習中の健康管理について

実習前・実習中は、自身の体調管理に努めてください。また、発熱等の症状が見られた場合は、速やかに管理職や指導教員に相談・報告してください。

### (7) 実習の辞退について

実習実施年度に辞退することは原則として認められません。特段の事由が生じた場合は、大学を通じて教育委員会に相談してください。

## 7 教育実習の内容について

福岡市立学校における教育実習では、「実践を中心としたプログラム」を実施し、児童生徒の実態や教員の仕事の実情を把握するとともに、指導のポイント・仕事の流れについて学びます。

職種・校種を問わず、T1としての指導の時間を設定し、実践を通じて実習生の学習指導力・生徒指導力を高める内容としています。

### 【実践力を高めるための工夫】

#### ◆ 1週目からT2で授業へ参加

授業参観、T2としての授業参加により、児童生徒の実態把握や指導のポイントを学ぶ

※学生は、教員の声の大きさ、声の抑揚、間の取り方、教員の立ち位置、手の位置などについても注意深く観察し、細かな指導技術を学び取るようにすること

#### ◆ T1での授業実践の積み上げ

学習指導案の簡略化に努め、授業準備の負担軽減につなげ、より多くの授業実践を行う

#### ◆ 複数教員による関わり

教育実習に関わる、それぞれの教員が持つノウハウなどについて学ぶ

### 【小学校モデルケース概要例】

2週間	3週間	4週間	午前	午後	放課後	
1週間目	1週間目	1週間目	講話	授業参観	講話	
		2週間目	授業参観	T2で授業	職員研修等への参加	
2週間目	2週間目	授業参観	授業準備等	T1で授業		打ち合わせ・授業準備
		T2で授業		T1で授業		
2週間目	3週間目	T2で授業		T1で授業		
		T1で授業		授業参観		
2週間目	3週間目	4週間目	T1で授業	T1で授業		

# 8 教育実習の評価について

## ■ 福岡市教育実習評価票について

福岡市では、大学ごとの教育実習評価票とは別に、福岡市独自の教育実習評価を実施しています。福岡市の教員となるにあたって、身に付けておいてほしい資質・能力を示していますので、事前に確認して実習に臨んでください。

評価票に記載された個人情報については、福岡市立学校教員採用候補者選考試験における採用選考に活用し、これ以外の目的で利用することはありません。

## 教育実習における主な評価規準

評価項目	評価規準
教職の素養	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導や助言を積極的に仰ぎ、学ぶ意欲と志をもち、自ら学んでいる。</li> <li>・一人一人の個性や行動の背景にある思いを受けとめ、児童生徒に公平かつ受容的な態度で接している。</li> </ul>
組織の一員としての規律ある行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気持ちのよい挨拶や服装、言葉遣い、教職員への対応、保護者や地域の方への接し方等、他者とのコミュニケーションの基礎・基本を身に付けている。</li> <li>・学校の諸問題への組織的な対応の重要性を理解し、報告・連絡・相談を行い対応している。</li> <li>・学習指導案・実習記録等の提出期限を守ることやノート指導や点検書類作成等の事務処理を滞ることなく行っている。</li> </ul>
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領の内容を踏まえ、単元や1単位時間の指導計画を立案することができる。</li> <li>・指導技術(発問や板書等)の基礎・基本を理解し、「主体的・対話的で深い学び」のプロセスを意識した授業を展開することができる。</li> <li>・学習評価の意義や基本的な方法について理解し、一人一人の学習状況を把握して授業を進めている。</li> <li>・ICTの効果的な活用について理解し、授業設計に活用したり、教材等を作成・提示したりすることができる。</li> </ul>
児童生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の特性、個性や背景を把握することの重要性を理解し、児童生徒と良好な関係を築いている。</li> <li>・個や学級集団に応じた指導法(指示や褒め方・注意(叱り方等))を理解し、児童生徒に適切に指導している。</li> </ul>
学級経営への取組状況 (養護・栄養は評価不要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任の役割や職務内容、児童生徒が安心して過ごせる学級経営の基礎・基本について理解している。</li> <li>・学級の規範づくりや教室の環境構成、清掃指導、給食指導等、学級集団づくりのための基本的な方法を理解し、児童生徒に関わっている。</li> </ul>

## 【参考】 特別学生サポーター活動記録簿 (作成は該当者のみ)

令和 年度 特別学生サポーター 活動記録簿 【実習生記入用】						
大学			学科等			
学生			氏名			
実習校						
活動日数	活動日	活動時間	終了時刻	時間数	活動内容	確認印
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
総活動時間数						

大学連携特別選考を志願予定の実習生のうち、特別学生サポーター活動を実施する実習生については、左図の「特別学生サポーター活動記録簿」を作成する必要があります。

※様式は各実習校に送付しています。

実習生が記入し、  
管理職の確認印が必要です。

「特別学生サポーター活動」は大学連携特別選考に志願するために必要な実習日数の要件を満たすために実施するものです。通常の「福岡市学生サポーター活動」とは異なる制度ですので注意してください。

## 9 大学連携特別選考について

### 「大学連携特別選考」について

福岡市と「教員養成にかかる連携・協力協定」を締結している大学等（以下、協定締結大学）に在籍する学生を対象とした特別選考です。詳細については、福岡市大学連携特別選考のHP及び実施要項を確認してください。



### 志願に必要な教育実習の要件

本制度では、教育実習の評価を採用選考に活用するため、福岡市立学校（教育実習校）において、一定期間以上の実践があることを一つの要件としています。

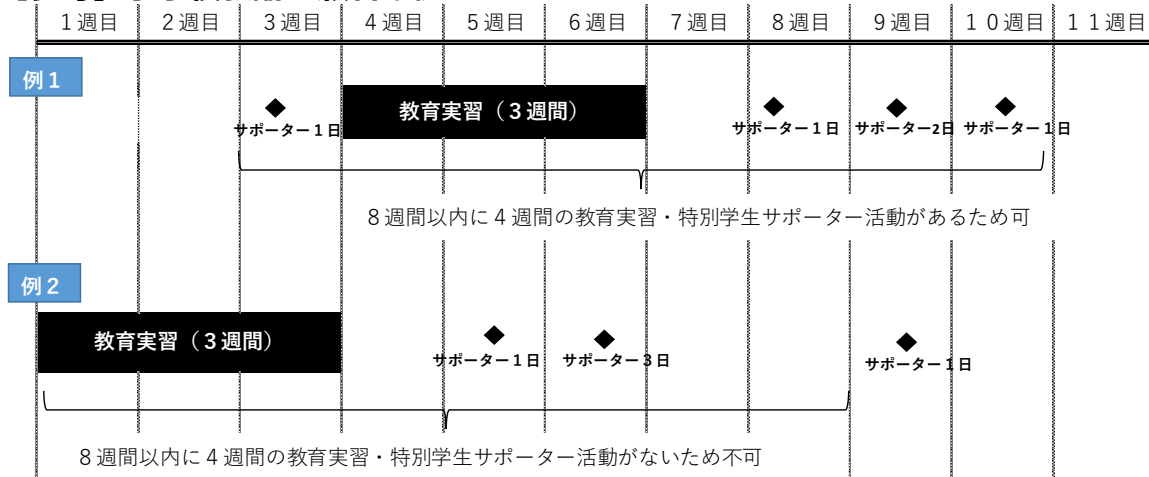
教育実習の申込みにあたっては、下記の実習要件及び「福岡市立学校教員採用候補者選考試験（大学連携特別選考）実施要項」を確認のうえ、志願予定者は教育実習・特別学生サポーター活動実施期間について、誤りがないように十分注意してください。

#### （1）小学校教諭・中学校教諭を志願する者（区分A及びB）

福岡市立学校で以下の全ての条件を満たす教育実習・特別学生サポーター活動を実施していること

- ①志願する採用区分と同一の職種・校種・教科の教育実習を実施していること
- ②教育実習及び特別学生サポーター活動を合計した期間が小学校教諭においては合計4週間（20日間）以上、中学校教諭においては3週間（15日間）以上あること  
※ただし、当該実習期間には、2週間以上の教育実習を含むこと
- ③教育実習と特別学生サポーター活動の実施校が同一であること
- ④教育実習と特別学生サポーター活動は8週間の期間内に実施されたものであること
- ⑤実施要項に定められた時期（年度）に実施された教育実習・特別学生サポーター活動であること

#### 【参考】小学校教諭志願者の例



#### （2）特別支援学校教諭を志願する者（区分C及びD）

福岡市立学校で以下の全ての条件を満たす教育実習を実施していること（特別学生サポーター活動との合算・補填は不可）

- ①特別支援学校教諭（小学部）志願者は小学校で、特別支援学校教諭（中学部）志願者は中学校で2週間以上の教育実習を実施していること
- ②特別支援学校（学部は問わない）で2週間以上の教育実習を実施していること
- ③実施要項に定められた時期（年度）に実施された教育実習であること

#### （3）その他留意点

- ・教育実習の期間は、**5日間をもって1週間**とする。ただし、実習期間内（実習初日を除く）に祝日を含む場合は、当該祝日は教育実習に出席したものとみなす。
- ・計画していた実習期間中に、体調不良等により欠席した場合は、実習期間の延長または特別学生サポーター活動の実施により当該欠席日数分を補填すること。
- ・要件の詳細等については、必ず「福岡市立学校教員採用候補者選考試験（大学連携特別選考）実施要項」を確認すること。

# 10 福岡市教員育成指標について

「福岡市教員育成指標」の『養成期』には、福岡市教員となるにあたって身に付けておいてほしい資質・能力（福岡市が着任時に期待する姿）を示しています。

実習生への指導の参考としてください。

福岡市教育センターのホームページからダウンロードできます。



教育センターHP

## <教諭>

### 福岡市教員育成指標（教諭・指導教諭）

### 福岡市が採用時に求める教員像

キャリアステージ		養成期	I 基礎期（習得）	II 基礎期
資質・能力		教員になるための基盤を形成する段階 (福岡市が採用時に求める教員像)	学級担任、教科担任としての基礎を習得する段階 1～3年	学級担任、教科担任
教諭に必要な素養に関するもの	教育的愛情・情熱	○多様な個性を温かく受け止める気持ちをもっている。 ○児童生徒の成長を支えようとする意欲と教職への覚悟をもっている。	○児童生徒の生命や身体の安全を確保し、多様な個性を尊重しながら温かく接している。 ○児童生徒の成長に喜びを感じ、一人一人を支え続ける情熱をもっている。	
	向上心・向学心	○教員として必要な資質・能力を身に付けるために、主体的に学習や実践的な学びに取り組んでいる。	○主体的に研修に参加することにも、他の教員からの助言等を通して、日々学びを深めている。	
	社会性・協調性	○社会人・教育公務員になるという自覚をもち、挨拶や言葉遣い等の基本的なマナーを身に付けている。 ○多くの他者と積極的にコミュニケーションをとり、様々な人から学ぶとする意欲をもっている。	○社会人・教育公務員としての自覚をもち、挨拶や言葉遣い等のマナーを適切に実践している。 ○相手の立場を尊重し、丁寧なコミュニケーションを通して、他の教員や児童生徒と協力している。	
	人権認識・人権感覚	○学校における人権教育の必要性を理解している。 ○自他の人権を尊重する意識や態度を身に付けている。	○特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に示す人権問題や、学級・学年内外における人権侵害に気付き、学校全体の危機管理体制の意義を理解し、未然防止に努めている。	
	危機管理意識	○教育現場における多様な危機について学び、未然防止や危機発生時の基本的な対応について理解している。	○教育公務員としての自覚や自分自身もめだハラスメント防止や情報に関する法令や規則・規程を遵守している。 ○児童生徒との信頼関係を大切に、体罰によらない具体的な指導や実践を心がけている。	
	法令遵守・体罰等の不祥事根絶	○体罰や信用失墜行為の禁止等、教育公務員に関する法令や倫理規範を理解している。 ○情報モラルを理解し、個人情報を取り扱うとともに、適切にSNSを利用することができる。	○教育公務員としての自覚や自分自身もめだハラスメント防止や情報に関する法令や規則・規程を遵守している。 ○児童生徒との信頼関係を大切に、体罰によらない具体的な指導や実践を心がけている。	
教職の実践に関するもの	学習指導力			
	自律的な学びの推進	○各中等の最新の国の教育政策の動向を踏まえ、児童生徒が、これからの時代を生き抜くために必要な資質・能力を理解している。 ○福岡市が目指す「自律的な学び」の具体的な姿や指導の在り方について理解している。	○「自律的な学び」の背景や意義を理解し、学びの伴走者としての役割を意識した授業を展開できる。 ○「自律的な学び」の基盤となる学級風土をつくることのできる。	○「自律的な学び」の伴走者としての役割を担うことができる。 ○自己の専門性を伸ばし、児童生徒の学びについて学年等に広げることができる。
	授業全般	○学習指導要領を踏まえ、指導案作成や教材研究の基本的な手順を理解し、単元や1単位時間の指導計画を立案できる。 ○横断的授業や教育実習を通して、授業の流れや指導技術の基礎を体験的に習得している。 ○評価計画の基本的な作成方法を学び、観点別評価の考え方を理解している。	○「学校教育指導の重点」や学校教育目標を踏まえた指導計画を立案できる。 ○授業のねらいを明確にし、児童生徒の反応を踏まえて柔軟に授業を展開できる。 ○他の教員の助言から、授業の改善点を見出し、次の授業に活かすことができる。 ○自己の専門性を伸ばすことができる。	○児童生徒一人一人の個別最適な学びと、児童生徒の学習状況に合わせた授業を展開できる。 ○児童生徒一人一人の学びの進捗を把握し、授業に活かすことができる。 ○自己の専門性を伸ばし、児童生徒の学びについて学年等に広げることができる。
	児童生徒理解	○児童生徒の心理的発達の特徴に基づき、一人一人の特性や個性を把握することの重要性とその手法を理解している。	○児童生徒一人一人の特性や個性を共感的に理解し、客観的な調査等も活用した児童生徒理解に努めることができる。	○児童生徒一人一人の特性や個性を共感的に理解し、客観的な調査等も活用した児童生徒理解に努めることができる。
	集団づくり	○互いに認めあう集団が学校生活の基盤という視点に立ち、集団づくりの重要性とその手法を理解している。	○児童生徒一人一人の信頼関係の構築に努め、公平な態度やルールと規律の明確化、傾聴の姿勢を大切に、安心して学び、互いに認めあう学級風土をつくることのできる。	○児童生徒一人一人の信頼関係の構築に努め、公平な態度やルールと規律の明確化、傾聴の姿勢を大切に、安心して学び、互いに認めあう学級風土をつくることのできる。
	事案対応	○法令や学校事案の具体例等について学び、組織的な対応の重要性について理解している。 ○事案への対応事例をもとに、担任としての対応の在り方を理解している。	○事案対応時には、迅速かつ正確な事実確認と報告・連絡・相談を行い、適切な初期対応をとるとともに、組織的な問題解決に努めることができる。 ○被害側への心のケアや加害側への立ち直り支援等、児童生徒に寄り添った支援ができる。	○事案対応時には、迅速かつ正確な事実確認と報告・連絡・相談を行い、適切な初期対応をとるとともに、組織的な問題解決に努めることができる。 ○被害側への心のケアや加害側への立ち直り支援等、児童生徒に寄り添った支援ができる。
組織への参画・運営	○学校組織や校務分掌について理解している。	○学校組織への参画意識をもち、自分に任された職務を確実に遂行できる。 ○学校ビジョンに基づいた適切な目標を設定し、自己の成果や課題を見出し、改善に繋げることができる。	○学校組織への参画意識をもち、自分に任された職務を確実に遂行できる。 ○学校ビジョンに基づいた適切な目標を設定し、自己の成果や課題を見出し、改善に繋げることができる。	
働き方改革	○働き方改革の目的や動向について理解している。 ○ワークライフバランスとウェルビーイングの重要性について理解している。	○時間を意識した働き方を実践し、自らの業務について、より効果的・効率的に業務を遂行することができる。 ○自らのワークライフバランスやウェルビーイングを確保しながら、業した時間で授業の質を向上させるなど、より良い教育の実現に向けて取り組むことができる。	○時間を意識した働き方を実践し、自らの業務について、より効果的・効率的に業務を遂行することができる。 ○自らのワークライフバランスやウェルビーイングを確保しながら、業した時間で授業の質を向上させるなど、より良い教育の実現に向けて取り組むことができる。	
特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	○児童生徒一人一人の特性や実態、ニーズの把握の大切さについて理解している。 ○インクルーシブ教育システムの実現に向けた特別支援教育の理念や特別支援教育施策等の動向について理解している。 ○不登校等の配慮を要する児童生徒への多様な支援事例をもとに担任としての支援方法を理解している。	○児童生徒一人一人の特性や実態、ニーズの把握の大切さについて理解している。 ○インクルーシブ教育システムの実現に向けた特別支援教育の理念や特別支援教育施策等の動向について理解している。 ○不登校等の配慮を要する児童生徒への多様な支援事例をもとに担任としての支援方法を理解している。	○児童生徒一人一人の特性や実態、ニーズの把握の大切さについて理解している。 ○インクルーシブ教育システムの実現に向けた特別支援教育の理念や特別支援教育施策等の動向について理解している。 ○不登校等の配慮を要する児童生徒への多様な支援事例をもとに担任としての支援方法を理解している。	
人権教育	○福岡市が示す「人権8課題」について学び、共生社会の実現の重要性を理解している。	○学級・学年内外における人権侵害を見逃さず、主体的に差別をなくす行動をとるとともに、児童生徒一人一人を大切に授業づくりや学級経営を行うことができる。	○学級・学年内外における人権侵害を見逃さず、主体的に差別をなくす行動をとるとともに、児童生徒一人一人を大切に授業づくりや学級経営を行うことができる。	
ICTや情報・教育データの利活用	○ICTを活用した授業や教育データの利活用の意義を理解している。	○授業の準備・評価の場面において、ICTを効果的に活用し、教育データの活用を推進するとともに、指導改善に取り組むことができる。 ○情報モラルや個人情報保護に関する基礎的な指導を行うことのできる。 ○校務（学級経営、成績処理、保護者連絡等）にICTを活用し、業務の効率化を図ることができる。	○授業の準備・評価の場面において、ICTを効果的に活用し、教育データの活用を推進するとともに、指導改善に取り組むことができる。 ○情報モラルや個人情報保護に関する基礎的な指導を行うことのできる。 ○校務（学級経営、成績処理、保護者連絡等）にICTを活用し、業務の効率化を図ることができる。	

# <養護教諭>

## 福岡市教員育成指標 ( 養護教諭 )

## 福岡市が採用時に求める教員像

キャリアステージ		養成期	基礎期(習得)	基礎期(確立)	
教職の素養に関する資質・能力	資質・能力				
	教育的愛情・情熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを大切にしている。</li> <li>教員になる覚悟をもち、児童生徒を成長させよう、自立させようとする強い意欲をもちている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを受けとめ、積極的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒を成長させようとする強い意欲をもち、一人一人の成長を喜びに感じなが</li> </ul>	
	向上心・向学心	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員として必要な資質・能力を身に付けるために、学ぶ意欲と志をもち、自ら学んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が、自立し、社会参加ができるように、主体的に取り組もうとしている。主体的に研修に参加したり、先輩教員にアドバイスを求めたり、同僚と意見交換をしたりしながら、自ら研鑽に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が、自立し、社会参加ができるように、主体的に取り組もうとしている。主体的に研修に参加したり、先輩教員にアドバイスを求めたり、同僚と意見交換をしたりしながら、自ら研鑽に努めている。</li> </ul>	
	社会性・協調性	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会に出るために必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付けている。</li> <li>他者との関わりやコミュニケーションの基礎・基本を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人として必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付け、相手や場に応じた言動をとっている。</li> <li>相手の立場に立った関わり方やコミュニケーション力を身に付け、同僚や保護者と良好な人間関係を築いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人として必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付け、相手や場に応じた言動をとっている。</li> <li>相手の立場に立った関わり方やコミュニケーション力を身に付け、同僚や保護者と良好な人間関係を築いている。</li> </ul>	
	人権認識・人権感覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会にある人権問題、学校における人権教育の必要性等について理解している。</li> <li>人権問題や人権侵害に気付く、当事者の心情を推し量ろうとしている。</li> <li>障がい者理解を深め、共生社会の実現の重要性を理解している。</li> <li>社会生活において法令を遵守するとともに、教育公務員の職務に関する法令等を遵守することの重要性を理解している。</li> <li>体罰をしない覚悟をもち、体罰によらない指導方法について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に記載されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。</li> <li>社会にある人権問題や、学校内外における人権侵害に気付く、当事者の心情を推し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的に問題の解決を図ろうとしている。</li> <li>「ふくせき制度」や交流及び共同学習等の意義や重要性を理解し、主体的・協動的に取り組もうとしている。</li> <li>教育公務員としての自覚と誇りをもち、職務に関する法令や規則・規程を遵守している。</li> <li>体罰をしない覚悟を強くもち、体罰根絶に向けて、体罰によらない指導方法を実践している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に記載されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。</li> <li>社会にある人権問題や、学校内外における人権侵害に気付く、当事者の心情を推し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的に問題の解決を図ろうとしている。</li> <li>「ふくせき制度」や交流及び共同学習等の意義や重要性を理解し、主体的・協動的に取り組もうとしている。</li> <li>教育公務員としての自覚と誇りをもち、職務に関する法令や規則・規程を遵守している。</li> <li>体罰をしない覚悟を強くもち、体罰根絶に向けて、体罰によらない指導方法を実践している。</li> </ul>	
法令遵守・体罰等の不祥事根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健安全法を理解し、心身の健康管理及び学校環境管理についての基礎的な知識・技術を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> <li>学校保健計画(保健管理・保健教育・保健組織活動)の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> <li>養護教諭の専門性を生かしながら、学級担任等と連携し、学習指導要領や児童生徒の実態に即した保健教育を実践することができる。</li> <li>保健教育について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> <li>学校保健計画(保健管理・保健教育・保健組織活動)の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> <li>養護教諭の専門性を生かしながら、学級担任等と連携し、学習指導要領や児童生徒の実態に即した保健教育を実践することができる。</li> <li>保健教育について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>		
教職の実践に関する資質・能力	学校保健に関する指導力・マネジメント力	保健管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの効果的な活用法を理解し、保健教育の実践に生かしたり、教材等を作成・提示したりすることができる。</li> <li>ICT活用や情報モラル等に関する指導の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> <li>学校保健計画(保健管理・保健教育・保健組織活動)の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> <li>養護教諭の専門性を生かしながら、学級担任等と連携し、学習指導要領や児童生徒の実態に即した保健教育を実践することができる。</li> <li>保健教育について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> <li>学校保健計画(保健管理・保健教育・保健組織活動)の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> <li>養護教諭の専門性を生かしながら、学級担任等と連携し、学習指導要領や児童生徒の実態に即した保健教育を実践することができる。</li> <li>保健教育について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>
		保健教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの効果的な活用法を理解し、保健教育の実践に生かしたり、教材等を作成・提示したりすることができる。</li> <li>ICT活用や情報モラル等に関する指導の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> <li>学校保健計画(保健管理・保健教育・保健組織活動)の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> <li>養護教諭の専門性を生かしながら、学級担任等と連携し、学習指導要領や児童生徒の実態に即した保健教育を実践することができる。</li> <li>保健教育について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> <li>学校保健計画(保健管理・保健教育・保健組織活動)の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> <li>養護教諭の専門性を生かしながら、学級担任等と連携し、学習指導要領や児童生徒の実態に即した保健教育を実践することができる。</li> <li>保健教育について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>
		ICT活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの効果的な活用法を理解し、保健教育の実践に生かしたり、教材等を作成・提示したりすることができる。</li> <li>ICT活用や情報モラル等に関する指導の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> <li>学校保健計画(保健管理・保健教育・保健組織活動)の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> <li>養護教諭の専門性を生かしながら、学級担任等と連携し、学習指導要領や児童生徒の実態に即した保健教育を実践することができる。</li> <li>保健教育について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> <li>学校保健計画(保健管理・保健教育・保健組織活動)の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> <li>養護教諭の専門性を生かしながら、学級担任等と連携し、学習指導要領や児童生徒の実態に即した保健教育を実践することができる。</li> <li>保健教育について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>
		健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健安全法における健康相談の位置付けを理解し、健康相談についての基礎的な知識を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談のプロセスを理解し、児童生徒の心身の健康課題と発達段階との関連を考慮しながら、適切に健康相談を実施することができる。</li> <li>健康相談について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> <li>学校保健計画(保健管理・保健教育・保健組織活動)の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> <li>養護教諭の専門性を生かしながら、学級担任等と連携し、学習指導要領や児童生徒の実態に即した保健教育を実践することができる。</li> <li>保健教育について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>
	生徒指導力	児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を把握することの重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を共感的に理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を共感的に理解することができる。</li> </ul>
		児童生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>個や集団を指導する手法(指示や褒め方・叱り方等)を身に付けている。</li> <li>諸問題への組織的な対応の重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示や褒め方・叱り方等を身に付け、個や集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>諸問題に対して、報告・連絡・相談を行いながら、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人のよさを引き出しながら、個や集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>諸問題に対して、早期発見・早期対応に努め、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>
	組織参画力 組織運営力	学校組織の理解と参画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織や校務分掌について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織への参画意識をもち、自分に任された職務を確実に遂行することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織への参画意識を強くもち、主体的に自分の職務を遂行することができる。</li> </ul>
		危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止の在り方について理解している。</li> <li>危機管理の重要性を認識するとともに、危機発生時の対応の在り方について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止を図ることができる。</li> <li>危機発生時に、状況に応じて管理職に指示を仰ぎながら、危機を回避することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止を図ることができる。</li> <li>危機発生時に、状況に応じて管理職に指示を仰ぎながら、危機を回避することができる。</li> </ul>
		保護者や地域・関係機関等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域等と連携・協働した「共有」の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から保護者と密に連絡をとったり、地域に関わったりしながら、教育活動を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域・関係機関等との信頼関係を築きながら、教育活動を推進することができる。</li> </ul>

# <栄養教諭>

## 福岡市教員育成指標 ( 栄養教諭 )

## 福岡市が採用時に求める教員像

キャリアステージ		養成期	基礎期(習得)	基礎期(確立)	
資質・能力					
教職の素養に関する資質・能力	教育的愛情・情熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを大切にする気持ちをもっている。</li> <li>教員になる覚悟をもち、児童生徒を成長させよう、自立させようとする強い意欲をもっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを受けとめ、積極的</li> <li>児童生徒を成長させようとする強い意欲をもち、一人一人の成長を喜びに感じながら</li> <li>児童生徒が、自立し、社会参加ができるように、主体的に取り組もうとしている。</li> </ul>		
	向上心・向学心	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員として必要な資質・能力を身に付けるために、学ぶ意欲と志をもち、自ら学んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体的に研修に参加したり、先輩教員にアドバイスを求めたり、同僚と意見交換をしたりしながら、自ら研鑽に努めている。</li> </ul>	推	
	社会性・協調性	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会に出るために必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付けている。</li> <li>他者との関わりやコミュニケーションの基礎・基本を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人として必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付け、相手や場に応じた言動をとっている。</li> <li>相手の立場に立って関わり方やコミュニケーション力を身に付け、同僚や保護者と良好な人間関係を築いている。</li> </ul>	推	
	人権認識・人権感覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会にある人権問題、学校における人権教育の必要性等について理解している。</li> <li>人権問題や人権侵害に気づき、当事者の心情を押し量ろうとしている。</li> <li>障がい者理解を深め、共生社会の実現の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に記されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。</li> <li>社会にある人権問題や、学校内外における人権侵害に気づき、当事者の心情を押し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的に問題の解決を図ろうとしている。</li> <li>「ふくせき制度」や交流及び共同学習等の意義や重要性を理解し、主体的・協働的に取り組もうとしている。</li> </ul>	推	
	法令遵守・体罰等の不祥事根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会生活において法令を遵守するとともに、教育公務員の職務に関する法令等を遵守することの重要性を理解している。</li> <li>体罰をしない覚悟をもち、体罰によらない指導方法について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚と誇りをもち、職務に関する法令や規則・規程を遵守している。</li> <li>体罰をしない覚悟を強くもち、体罰根絶に向けて、体罰によらない指導方法を実践している。</li> </ul>	推	
教職の実践に関する資質・能力	食に関する指導力	食に関する指導に係る全体計画の立案と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する指導に係る全体計画（以下「全体計画」）作成の重要性や作成に当たっての栄養教諭の役割について理解している。</li> <li>食に関する指導年間計画（以下「年間計画」）及び給食の時間や各教科等における指導内容について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体計画を立案し、それに基づいた実践について、適切に評価することができる。</li> <li>各教科等における指導内容を明らかにするとともに、年間計画作成にあたって、職員に対して指導助言をすることができる。</li> </ul>	
		ICT活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等の特質に応じたICTの効果的な活用法を理解し、食に関する授業設計に生かしたり、教材等を作成・提示したりすることができる。</li> <li>ICT活用や情報モラル等に関する指導の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する授業において、各教科等の特質や学習過程をふまえて、ICTを日常的、効果的に活用することができる。</li> <li>児童生徒がICTを活用して効果的に学習を進めることができるよう指導するとともに、情報モラル等について指導することができる。</li> </ul>	
		食に関する授業実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導技術（発問や板書等）の基礎・基本を用いて、食に関する授業を実践することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の意欲や理解に応じて、考えの違いやよさを生かしたり、新たな視点に気付かせたりする等の工夫をしながら、食に関する深い学びを具現化することができる。</li> </ul>	食
	学校給食管理力	栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食の役割や栄養管理の基礎・基本について理解している。</li> <li>学校給食の調理や配食の基礎・基本について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食栄養摂取基準に基づき、食品構成を考慮して月々の献立を作成することができる。</li> <li>学校給食の調理や配食に関して、各学校に応じた指導助言をすることができる。</li> </ul>	
		衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理の重要性や衛生管理の基礎・基本について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食衛生管理基準や「福岡市衛生管理マニュアル」に基づき、調理従事者の衛生、施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期するため、必要に応じて調理業務員等に対して指導助言をすることができる。</li> </ul>	守
	生徒指導力	児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を把握することの重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を共感的に理解することができる。</li> <li>一人一人の特性や個性を多面的・共感的に理解することができる。</li> </ul>	一
		児童生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>個や集団を指導する手法（指示や褒め方・叱り方等）を身に付けている。</li> <li>諸問題への組織的な対応の重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示や褒め方・叱り方等を身に付け、個や集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>諸問題に対して、報告・連絡・相談を行いながら、組織的に問題を解決することができる。</li> <li>一人一人のよさを引き出しながら、個や集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>諸問題に対して、早期発見・早期対応に努め、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>	一
	組織参画力 組織運営力	学校組織の理解と参画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織や校務分掌について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織への参画意識をもち、自分に任された職務を確実に遂行することができる。</li> <li>学校組織への参画意識を強くもち、主体的に自分の職務を遂行することができる。</li> </ul>	守
		危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止の在り方について理解している。</li> <li>危機管理の重要性を認識するとともに、危機発生時の対応の在り方について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止を図ることができる。</li> <li>危機発生時に、状況に応じて管理職に指示を仰ぎながら、危機を回避することができる。</li> </ul>	
		保護者や地域・関係機関等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域等と連携・協働した「共有」の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域に関わりながら、教育活動を推進することができる。</li> <li>保護者や地域・関係機関等との信頼関係を築きながら、教育活動を推進することができる。</li> </ul>	保

# 11 教育実習申込みに使用する様式について

## 【様式1-1、1-2、1-3】

教育委員会への実習申込み時に使用

福岡市教育委員会 教育実習のページから最新の様式をダウンロードして使用してください。

※大学担当者が作成・提出します。

※提出方法・提出先等はホームページに掲載しています。

福岡市と「教員養成にかかる連携・協力協定」を締結している大学については、使用する様式が一部異なりますので注意してください。 ※福岡市教育委員会から各大学へ送付します。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">様式1-1</div>
令和 年 月 日
福岡市教育委員会教育長 様  <b>教育実習受入依頼書</b>  大学名： 学長氏名：
下記のとおり、令和 9 年度における福岡市教育実習の受入れについて依頼します。 なお、申請にあたっては、下記2の留意事項を確認済みです。
記
<b>1. 実習生氏名・学年等</b> 別紙「様式1-2」及び「様式1-3」のとおり
<b>2. 申請にあたっての留意事項</b> (1) 福岡市教育実習ガイドを熟読し、内容を確認しています。 (2) 大学の評価票とは別途、福岡市教育実習評価票による実習評価が行われること、また、当該評価票が福岡市教育委員会に提供されることについて、申請学生及び大学共に了承しています。 (3) 教育実習を行うにあたって必要な事前指導を徹底し、「福岡市教育実習に関する承諾書」及び「教育実習ガイド」に記載された事項を、学生に遵守させます。 (4) 実習受入を依頼する学生は「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」における特定性犯罪事実該当者ではないことを本人に確認しています。 (5) 本書及び様式1-2、1-3に記載した事項が、実習校に情報提供されることについて、申請学生及び大学共に了承しています。

令和 年 月 日								
<b>教育実習受入依頼書（実習生名簿）</b>								
下記のとおり、令和 年度における教育実習の受入れについて依頼します。								
No.	実習生氏名	学年	希望校種等	教科	中学校への 振替希望	志願予定	希望実習時期	実習期間
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
大学の实習担当者氏名								
部署・役職								
電話番号								
FAX番号								
メールアドレス								
特記事項								

令和 年 月 日				
<b>教育実習受入依頼書（個別シート）</b>				
下記のとおり、福岡市立学校における教育実習の受入れについて、依頼します。				
実習生に関する情報	希望校種等	教科		
	【中学校への振替希望（高校希望者のみ）】両校での実習受入が困難な場合に、中学校での実習受入を希望する場合は右欄に○			
	志願予定			
	ふりがな	学籍番号		
	実習生氏名	生年月日		
	実習時学年	所属学部・学科		
	希望実習時期等	令和 年度		
	現住所	連絡が取れる電話番号		
	実習特住所 <small>※異なる場合のみ</small>	連絡が取れる電話番号		
	現住所等校区	小学校	中学校	
出身校 <small>※福岡市立学校 出身者のみ</small>	小学校	中学校		
	高等学校			
特記事項				
大学の 実習担当	担当者氏名			
	部署・役職			
	電話番号	FAX番号		
	メールアドレス			
	特記事項			

## 12 福岡市教育実習に関する承諾書について

### 【作成と実習校への提出について】

福岡市教育委員会 ホームページからダウンロードできます。

自身で作成の上、事前打ち合わせ日までに実習校へ提出してください。(打合せ日当日可)

※提出方法（郵送・持参等）については各実習校に確認してください。

(※実習校記入欄)

学校番号	学校名

福岡市教育委員会 教育長 様

実習校担当者が記入します

### 福岡市教育実習に関する承諾書

福岡市立学校での教育実習にあたっては、本承諾書及び「福岡市教育実習ガイド」に記載の内容を承諾し、貴教育委員会及び実習校の教職員の指示に従い、誠実に実習することを誓約します。

なお、私の故意又は重大な過失により、貴教育委員会及び実習校等に被害を与えた場合は、貴教育委員会等の指示に従って賠償いたします。

#### 1 教育実習生として遵守する事項

教育実習生として次の事項を遵守します。

- (1) 学校の教育活動に関わるという自覚をもって活動すること。
- (2) 活動について教職員から指示があった場合は、これに従うこと。
- (3) 児童生徒と携帯電話番号やメールアドレス、SNS等の交換を行わないこと。
- (4) 実習中知り得た児童生徒等の個人情報を、実習中のみならず実習後も他に漏らさないこと。
- (5) 児童生徒を中傷したり、危険にさらしたりしないこと。
- (6) 判断の必要な事項については、教職員に報告し、指示を仰ぐこと。
- (7) 健康管理に十分気を付けるとともに、健康状態が悪い場合は、実習を休止すること。

#### 2 実習の中止・中断

次の場合には、教育実習を中止・中断させることになっても、異議はありません。

- (1) 反社会的な行為など、市立学校の正常な教育活動を著しく妨げる行動があった場合
- (2) 無断欠席が続くなど、実習生としてふさわしくない行動があった場合
- (3) 感染症等への罹患等により、教育実習を実施・継続することが適当でないと認められる場合
- (4) その他、学校教育に携わる者としてふさわしくない行為があった場合

#### 3 その他

- (1) 関係者間の守秘義務を前提に、教育実習に関し福岡市教育実習評価票での評価を受け、教育委員会及び実習校で評価結果を共有し、福岡市立学校教員採用候補者選考試験の採用選考において活用することについて承諾します。
- (2) 私は、「子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」第2条第8項に規定される、特定性犯罪事実該当者ではないことを誓約します。
- (3) 本承諾書に記載した内容のほか、教育実習の実施にあたり、私の在籍大学が貴教育委員会に提供した情報について、実習校に提供することを承諾します。

令和 年 月 日

大学名

学部・学科等

住 所

氏 名

電話番号

内容を十分に確認の上、自書により署名をしてください。  
日付は署名をした日付で作成してください。

本承諾書の内容に同意（署名）がない場合、実習の受入れはできません。

※実習生の自書により記入すること

